

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正(案)のポイント ①

## <目的>インフラの品質確保とその担い手の確保

### 改正のポイント I

☆ 様々な課題に対応した基本理念や発注者の責務を明らかにします！

(中長期的な担い手の確保、ダンピング防止、インフラの維持管理の適切な実施、地域の担い手確保への配慮 等)

### 課題

### 改正内容

### 効果

#### 予定価格・工期

- ・発注者が歩切りをしている
- ・予定価格が市場価格と乖離していて低すぎる
- ・工期の設定が短すぎる

発注者の責務に、予定価格の適正な設定、不調不落時の見積もりの徴収、計画的な発注や適切な工期の設定を明記します。

- ・歩切りがなくなります
- ・市場価格を反映した労務資材単価を用いた予定価格が設定されます

#### ダンピング対策

- ・発注者がどんな低い価格の入札も認めてしまう
- ・業者側によるダンピング受注も横行している

発注者の責務に最低制限価格の設定などを明記するとともに、基本理念にダンピングの防止や適正価格での契約を明記し、業界の取組を支援します。

- ・低入札価格調査基準や最低制限価格の導入や改善が推進されます

#### 契約変更

- ・設計変更や金額、工期の変更を発注者が認めてくれない

発注者の責務に、設計変更や契約金額、工期の変更を適切に行うよう明記します。

- ・契約変更が円滑に行われます
- ・スライド条項が一層活用されます

#### 点検・維持管理

- ・維持修繕工事の採算がとれない
- ・点検・診断が適切に行われていない

基本理念に、地域のインフラの維持管理の担い手の確保への配慮や、点検・診断の適切な実施を明記します。

- ・採算がとれる積算が行われます
- ・点検・診断の技術を有する者の活用が推進されます

各発注者が改正の趣旨を理解し、実際の入札契約の改善に取り組むことにより、  
**適正な利潤が確保されるようになります！！**

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正(案)のポイント ②

## 改正のポイント II

☆ 事業の性格や地域の実情に応じて選択できる**多様な入札契約制度**の導入・活用を進めます！

### 課題

### 改正内容

### 効果

#### 「交渉方式」

発注者だけでは仕様が確定できず、実態に合わない発注となってしまう  
→もっと民間事業者の技術・ノウハウを活用した発注ができないか

公募により技術提案を審査して選定した者と工法、価格等の交渉を行う方式を認め、その交渉を踏まえて予定価格を決めます。

- 受注者のノウハウを活用した調達が実現されます
- 実際に必要とされる価格での契約が可能となります

#### 「段階選抜方式」

技術提案を求める総合評価方式では、受発注者の事務負担が重い

競争参加者が多いと想定される場合に段階的に選抜する方式を認めます。

- 受発注者の事務負担が大幅に軽減されます

#### 地域の維持管理のための方式

地域の維持管理のための工事を受注しても採算がとれない

複数年度にわたる契約、複数の異なる工事の一括契約、複数企業による共同受注を活用します。

- ロットを大きくすることで採算性を向上、地元の中小業者による共同での受注をしやすくします

#### 経営事項審査・総合評価の見直し

技術者・技能者を育てたり、機械を保有したり、災害対応に協力したりしても、そのことを正当に評価してもらえず、割に合わない

経営事項審査・総合評価などで、技術者・技能者を育てたり、機械を保有したり、災害時における体制を確保したりする企業を審査・評価します。

- 将来を見据え、地域のために貢献する建設企業を支援します

各発注者が様々なニーズに応じ、適切な入札契約方式を選択することが可能となり、**行き過ぎた価格競争が是正され、適正な利潤が確保されるようになります！！**